

## 質 疑

### 1. 賃上げに向けた評価の新設について

#### ○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）

それでは、ただいまのご説明につきまして、項目ごとに区切って議論をしていきたいと思えます。最初に、ローマ数字Ⅰ－Ⅰの「① 賃上げに向けた評価の新設」について。この項目につきまして、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。はい、松本委員、お願ひいたします。

#### ○松本真人委員（健康保険組合連合会理事）

はい、どうもありがとうございます。現在、今、説明がございましたⅠ－Ⅰの「① 賃上げに向けた評価の新設」につきましてでございますが、政府の方針に基づきまして、評価料の全額を対象職員の賃上げに充当することや、その実態を医療機関ごとに検証することを前提として、事務局案を了承したいと思えます。

- 並びに外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定回数の見込みのいずれの変化も●割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとする。
- (6) 当該評価料を算定する場合は、令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるものを除く。）を実施しなければならない。ただし、令和6年度において、翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合においてはこの限りではない。
- (7) (6) について、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることを原則とする。
- (8) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画を作成していること。
- (9) 前号の計画に基づく職員の賃金の改善に係る状況について、定期的に地方厚生局長等に報告すること。
- (10) 対象職員が常勤換算で2人以上勤務していること。ただし、特定地域に所在する保険医療機関にあっては、当該規定を満たしているものとする。
- (11) 主として保険診療等から収入を得る保険医療機関であること。

また、評価料の（Ⅱ）につきましては、施設基準の11項にも記載がございますけれども、主として保険診療等から収入を得ていることを条件とすることは妥当だと考えます。

今後、施行に向けて通知や事務連絡で詳細なルールを定めることとなりますが、賃上げの方法、実態把握の運用について、まだ不明な部分がございますので、透明性の高い仕組みにするとともに、特に外来においては患者負担が増加いたしますので、丁寧な周知をお願いしたいと思っております。私からは以上でございます。

**○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）**

ありがとうございます。続きまして、長島委員、お願いいたします。

**○長島公之委員（日本医師会常任理事）**

はい、ありがとうございます。本日の短冊資料に示された内容は、これまでの議論を踏まえたものであり、異論ありません。

ただ、算定にあたって、提出が求められる計画書や届出様式につきましては、可能な限り、わかりやすくシンプルなものとして、賃上げに必要な財源が確実に医療機関に届くようにしていただく必要があると考えます。

また、実際の運用に際しては、実務的なさまざまな疑問、例えば、法定福利費、定期昇給、補助金の扱い、各医療機関における配分方法などが生じると予想されますので、6月の施行に向けて国としても丁寧な説明と周知をしていただく必要があると考えます。私からは以上です。

**○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）**

はい、ありがとうございました。続きまして、佐保委員、お願いいたします。

**○佐保昌一委員（日本労働組合総連合会総合政策推進局長）**

はい、ありがとうございます。今回、賃上げに向けた評価の新設に関して、今回、看護職員処遇改善評価料の対象に、以前にも申し上げておりました病院薬剤師が追加されなかったことは残念でございますが、

この賃上げに向けた評価の新設の対象には病院薬剤師が含まれていますので、ここで確実に賃上げにつながるよう、状況をしっかり検証していただきたいというふうに思います。

また、実際の処遇改善においては、従事者の離職防止、人材確保のためにも各医療機関の労使でしっかり話し合っただけで済ませたいと思いますので、今後、運用の中で、通知などにその旨、記載していただくこともお願いいたします。私からは以上です。

**○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）**

はい、ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。はい、鳥潟委員、お願いいたします。

**○鳥潟美夏子委員（全国健康保険協会理事）**

今回の追加があった医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組につきましては、基本料に溶け込ませるのではなく、こうした形で、加算として別途評価することにより各医療機関などにおける賃上げの実態をしっかりと把握できるのではないかと考えております。

実態把握と効果検証を綿密に行えるよう、また今回の加算が現場の医療従事者の方々の確実な待遇改善につながるようにしていただきたいと思います。

特に、効果検証がしっかりできるようなアンケートなり調査なりをしていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

**○小塩隆士会長（一橋大学経済研究所教授）**

はい、ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。